

「菊池川流域日本遺産」 ツアールート造成・販売促進及び情報発信業務委託 基本仕様書

1 業務名

「菊池川流域日本遺産」 ツアールート造成・販売促進及び情報発信業務

2 業務の目的

本業務は、日本遺産ブランドを活用した菊池川流域日本遺産の更なる認知度向上と交流人口拡大につなげていくため、菊池川流域日本遺産のコンセプトである「菊池川・ミネラルウォーターランド～阿蘇から有明海へそそぐ恵みめぐり～」に基づき、地域資源の磨き上げを行い、ツアールートの造成・販売促進及び効果的な情報発信をすることで、観光客の誘致を図ることを目的とする。

3 業務内容

菊池川流域日本遺産を周知するとともに、交流人口拡大のため、上記コンセプトのほか、平成29・30年度に実施した調査事業（嗜好性等に関する調査、市場調査）の分析結果に基づき、ツアールートの造成・販売促進及び情報発信を行う。

なお、下記（１）～（４）の内容は、企画コンペ参加者の提案をもとに、菊池川流域日本遺産協議会（以下「協議会」という。）と協議の上決定する。

（１）ツアールートの造成

- ・ 上記コンセプトに基づき磨き上げを行った地域資源を活用したツアールートを企画、造成すること。
- ・ ツアールートは、４ルート以上を提案し、最低２本は造成すること。
- ・ 菊池川流域日本遺産ガイドを有効に活用したツアールートとすること。

（２）ツアールートの流通・販売促進

- ・ ツアールート販売にあたっては、販売促進のツールを作成すること。
- ・ 国内で開催される「旅行博」等の出展を実施すること。
- ・ 造成したツアールートの流通・販売促進を目的とし、旅行社へ向けたセールスを実施すること。
- ・ インターネットを有効に活用した情報発信を積極的に行うこと。

（３）旅行商品造成促進

- ・ 旅行会社へツアールートを活用した旅行商品の造成サポートを行うこと。

（４）SNS等を活用した情報発信

- ・ 菊池川流域日本遺産の魅力について、観光客及び地域住民によるSNS等を活用した情報発信を促進する事業を行うこと。なお、情報発信が継続して行われるよう工夫すること。

（５）事業実績報告書の作成

- ・ 事業完了後は事業実績報告書を作成し提出すること。
- ・ 提出部数 電子媒体１式、紙媒体７部

4 委託期間

契約締結の日から令和２年３月１３日（金）まで

5 留意事項等

- ・事業の実施に当たっては、協議会と十分協議の上実施すること。
- ・「菊池川流域日本遺産」ホームページ (<https://www.kikuchigawa.jp/>) を参照し、日本遺産に認定されたストーリーや構成文化財等について理解を深めた上で実施すること。
- ・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・業務を実施する上で必要な資料・画像等は、受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用は受託者の負担とする。ただし、協議会において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて提供する。
- ・受託者は、協議会に対し、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないものであることを保証すること。
- ・事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしはならない。
- ・受託者は、業務の実施状況について、随時報告を行うこと。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、協議会と協議すること。